

# 公費解体制度 費用償還(自費解体)制度について

宝達志水町環境安全課

TEL:0767-29-8140

# 公費解体制度とは

- ◆令和6年能登半島地震により被災した町内の家屋等を、**所有者の申請に基づき、町が所有者に代わって、解体・撤去する制度**です。
- ◆地震により住めなくなった家屋等を「災害廃棄物」として解体・撤去することで、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図ることを目的とします。



# 公費解体・費用償還制度の対象要件

---

◆罹災証明書または被災証明書で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の認定を受けた家屋(住家、空き家、車庫、倉庫など)とその基礎です。

※敷地内に住家と倉庫などがある場合は、税務住民課でそれぞれの家屋の罹災証明書または被災証明書の申請をお願いします。

※家屋の一部のみの解体やリフォームは対象となりません。

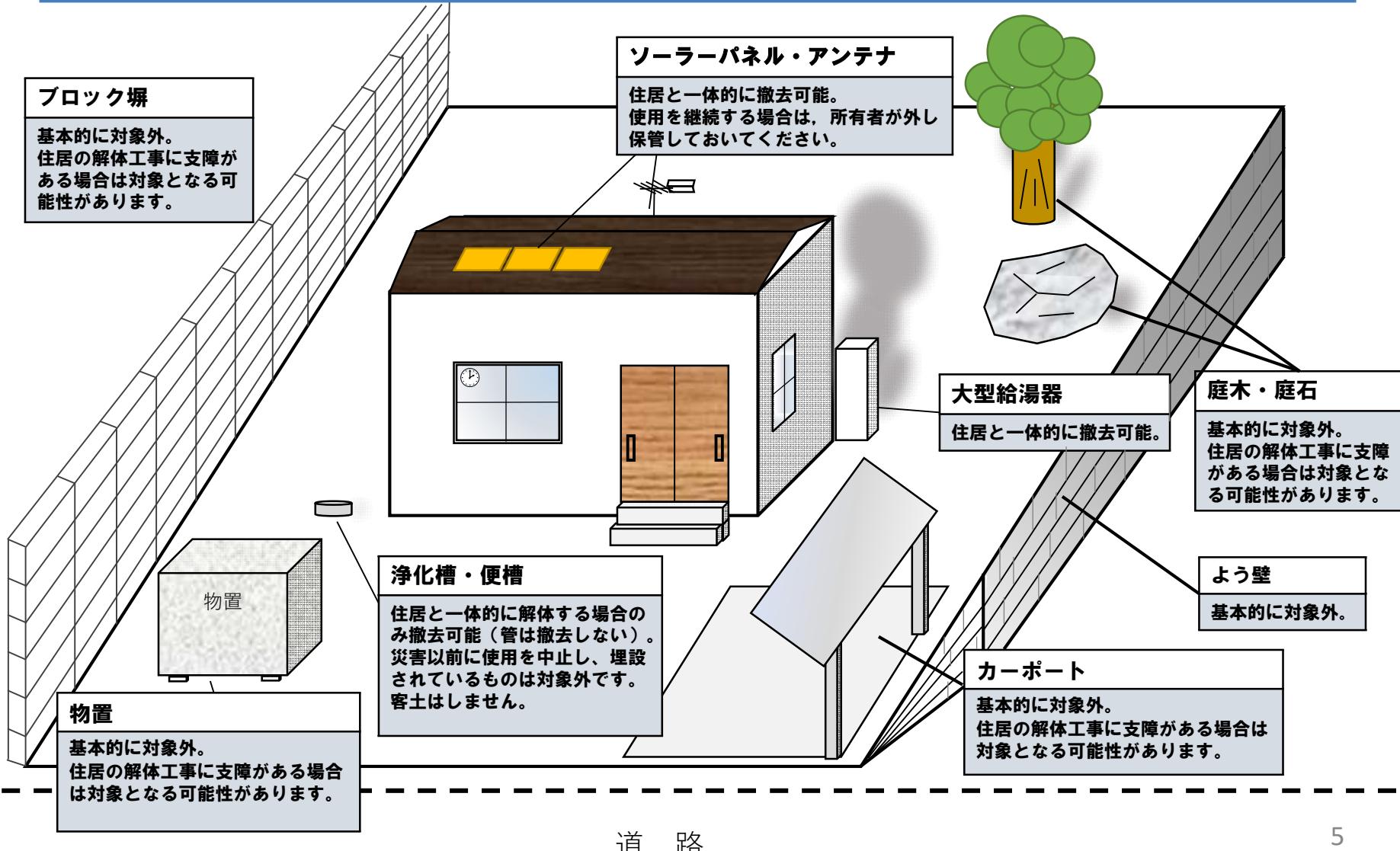
# 公費解体・費用償還制度の対象要件

---

◆ブロック塀、擁壁、庭木、庭石、カーポート等は原則、対象となりません。

※ただし、家屋の解体工事を行う際に支障がある場合は、対象となる可能性があります。

# 公費解体・費用償還制度の対象要件

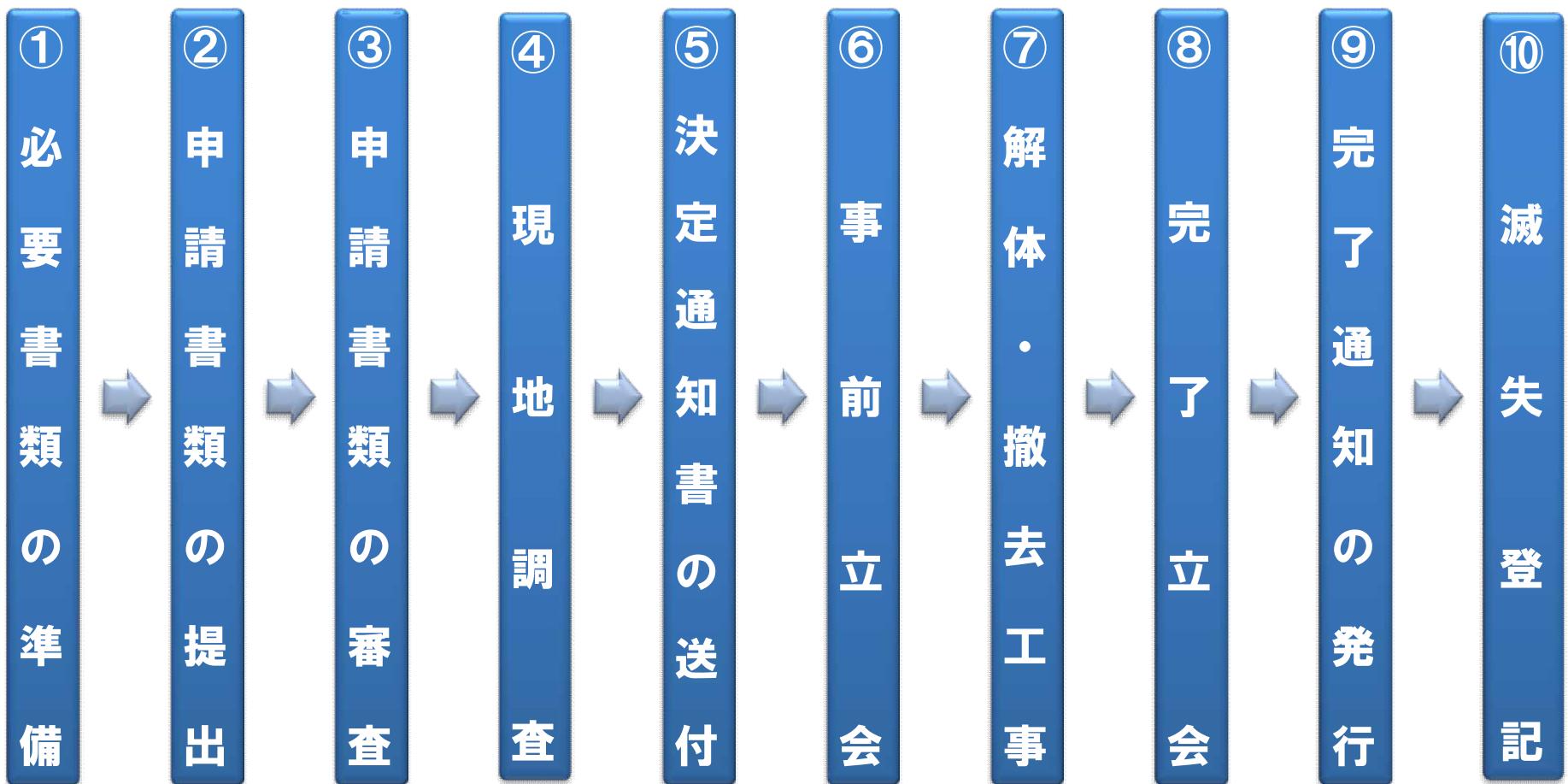


# 公費解体制度の注意事項

---

- ◆被災住宅の応急修理制度との併用はできません。
- ◆家屋内に残置された家財や家電のうち、貴重品や思い出の品など必要なものは、解体工事前に搬出いただく必要があります。
- ◆解体工事にあたり、近隣の方々に対し、周知や説明を十分に行い、家屋等の解体工事時に隣接地に侵入する必要がある場合は、関係者の同意を得てください。

# 公費解体制度の流れ



# 公費解体制度の流れ

---

## ①必要書類の準備

□公費解体の申請に係る必要書類を準備します。

※必要書類については、別添「必要書類一覧(公費解体)」をご確認ください。

## ②申請書類の提出（個別相談受付）

□受付期間 令和6年4月1日から9月30日まで

□受付窓口 さくらドーム21 1階 旧カフェ（エレベーター横）

□受付時間 平日午前9時から午後4時30分まで  
(※土、日曜、祝日を除きます)

□受付方法 原則、持参のみで、予約制となります。

【予約先】宝達志水町環境安全課 TEL:0767-29-8140

# 公費解体制度の流れ

---

## ③申請書類の審査

□書類審査において申請書類を審査します。

※必要書類に不備や不足があった場合、全て整った時点で受付となります。

## ④現地調査

□家屋等の現地調査(家屋、構造等の照合等)を行います。

※申請された方の立ち合いが必要です。

## ⑤決定通知書の送付

□「解体・撤去決定通知書」を送付します。

※決定通知書受領後、解体・撤去を取りやめたい場合は、「取下書」の提出が必要です。

# 公費解体制度の流れ

---

## ⑥事前立会

- 現場立会いで解体する家屋等の確認、解体方法、作業の流れを決定します。

## ⑦解体・撤去工事

- 解体業者から着工開始日の連絡があります。
- 解体・撤去工事前に近隣の方へ周知を行ってください。
- 解体・撤去工事前に、必要な電力、電話、水道、ガス等の諸手続きについて解約手続き等を行ってください。
- 貴重品や思い出の品など必要なものは、解体工事前に搬出をお願いします。

※解体業者の指定、解体・撤去時期の指定はできません。

※水道、電気、ガス等の解約手続き等が終了していないと解体工事に着手することができません。

# 公費解体制度の流れ

---

## ⑧完了立会

□解体・撤去工事の完了後、現地で完了を確認します。

※申請された方の立ち合いが必要です。

## ⑨完了通知の発行

□「被災家屋等の解体・撤去完了通知書」を発行します。

記載されている内容(被災家屋等の所在地、概要及び撤去完了日等)をご確認ください。

## ⑩滅失登記

□町から法務局に対して、職権による滅失登記を依頼します。

※建物表示変更登記(主たる建物が滅失し、付属建物が残存している場合等)は、職権登記ができません。申請された方自身で、変更登記をしていただく必要があります。

# 費用償還(自費解体)制度とは

---

◆令和6年能登半島地震により被災した町内の家屋等について、**解体業者に依頼して解体・撤去を行った方に、かかった費用を返還する制度**です。

# 費用償還(自費解体)制度の注意事項

---

- ◆ 償還金額は、町の基準で算定しますので、**全額が  
償還とならない場合があります。**
- ◆ 令和6年1月1日から6月30日までに解体業者と解  
体工事の契約をしたものが対象となります。
- ◆ 費用償還の申請にあたって、以下の書類が必要と  
なりますので、必ず保管しておいてください。

【必要書類】記録写真(工事前・工事中・工事後)、  
見積書、契約書、領収書、  
マニフェスト(廃材処分伝票)

# 費用償還(自費解体)制度の流れ

---

## ①必要書類の準備

※解体業者と契約を締結し、解体・撤去工事が完了後、書類を準備します。

※必要書類については、別添「必要書類一覧(費用償還)」をご確認ください。

## ②申請書類の提出

※受付期間、受付窓口、受付時間、受付方法は、公費解体制度と同様です。

## ③申請書類の審査、現地調査、償還額の算定

## ④交付決定通知の送付

## ⑤請求書の提出

## ⑥償還金の支払い

## ⑦滅失登記

※町から法務局に対して、職権による滅失登記を依頼します。(登記未済の場合)